

一般不妊治療費助成事業

海南市では、子どもを産み育てたいと切望していながらも不妊及び不育に悩む夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るために、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。

1. 助成対象者

次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている方

- （１）夫または妻のどちらかが和歌山県内に１年以上住民登録しており、申請日において海南市に住民登録していること（事実関係にある場合も含む）。
- （２）各種医療保険の被保険者もしくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。
- （３）夫婦で住所が異なる場合は、重複して和歌山県内の他の市町村の同旨の助成制度の申請をしていないこと。

2. 対象治療

- 治療の一環として行われる検査及び治療開始前に不妊原因又は不育原因を調べるための検査

※但し、和歌山県不育症検査費助成事業に該当する検査は除く。

- 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療（タイミング療法、薬物治療、手術治療など）及び不育治療
- 医療保険適用外の不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く。）及び不育治療

3. 助成額及び回数

１子ごとに対し、上限６万円まで助成（１年度につき３万円限度）

助成を受けた後、出産した場合又は、妊娠１２週以降に死産に至った場合、助成回数をリセットできる

4. 申請方法

検査・治療の受けた年度内に必要書類をそろえて健康課に申請してください。

ただし、治療が１月までである場合は翌年度４月末まで、２月までである場合は５月末まで、３月までである場合は６月末までに申請してください。

5. 必要書類 ●は必ずそろえてください

- 海南市一般不妊治療費助成申請書（様式第１号）

- 一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第２号）

- 海南市一般不妊治療費請求書

- 医療機関発行の一般不妊治療に要した費用に係る領収書

○夫婦の住所を確認できる書類（住民票）

→海南市で住民登録をされていない夫または妻がいる場合のみ

○事実婚の場合は両人が同世帯であるかの確認できる治療当事者二人の住民票

上記以外に下記のものが必要です。

- 助成金の振込先が確認できるもの（申請者名義に限ります。）

申請・お問い合わせ先 健康課 電話番号 4 8 3 - 8 4 4 1